

【記載例 4】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和元年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合（繰越控除 1 年目）

- | | | | | | |
|---|-----------|------------|----------|--------------|--|
| 1 | 「給与所得」の金額 | | | | |
| | ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,000,000円 | |
| 2 | 「繰越損失額」 | | | △15,450,000円 | |

《第一表》

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		その他の		延滞納の出		還付される税金の所		整理	
事	業	事	業	社会保険料控除	寡婦・寡夫控除	配偶者の合計所得金額	課税される所得金額	配偶者の合計所得金額	源泉徴収税額	申告納税額	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
営	業	営	業	小規模企業共済等掛金控除 <td>勤労学生・障害者控除 <td>専従者給与(控除)額の合計額 <td>(9)-(26)又は第三表</td> <td>専任者給与(控除)額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	勤労学生・障害者控除 <td>専従者給与(控除)額の合計額 <td>(9)-(26)又は第三表</td> <td>専任者給与(控除)額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	専従者給与(控除)額の合計額 <td>(9)-(26)又は第三表</td> <td>専任者給与(控除)額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	(9)-(26)又は第三表	専任者給与(控除)額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
農	業	農	業	生命保険料控除 <td>配偶者(特別)控除 <td>青色申告特別控除額 <td>上の②に対する税額</td> <td>青色申告特別控除額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	配偶者(特別)控除 <td>青色申告特別控除額 <td>上の②に対する税額</td> <td>青色申告特別控除額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	青色申告特別控除額 <td>上の②に対する税額</td> <td>青色申告特別控除額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	上の②に対する税額	青色申告特別控除額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
不	動	不	動	地震保険料控除 <td>扶養控除 <td>雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>又は第三表の②</td> <td>雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	扶養控除 <td>雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>又は第三表の②</td> <td>雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>又は第三表の②</td> <td>雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	又は第三表の②	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
利	子	利	子	基礎控除 <td>基礎控除 <td>未納付の源泉徴収税額 <td>配当</td> <td>未納付の源泉徴収税額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	基礎控除 <td>未納付の源泉徴収税額 <td>配当</td> <td>未納付の源泉徴収税額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	未納付の源泉徴収税額 <td>配当</td> <td>未納付の源泉徴収税額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	配当	未納付の源泉徴収税額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
配	当	配	当	⑩から⑳までの計 <td>⑩から⑳までの計 <td>本年分で差し引く繰越損失額 <td>給与</td> <td>本年分で差し引く繰越損失額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	⑩から⑳までの計 <td>本年分で差し引く繰越損失額 <td>給与</td> <td>本年分で差し引く繰越損失額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	本年分で差し引く繰越損失額 <td>給与</td> <td>本年分で差し引く繰越損失額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	給与	本年分で差し引く繰越損失額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
給	与	給	与	雑損控除 <td>雑損控除 <td>平均課税対象金額 <td>公的年金等</td> <td>平均課税対象金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	雑損控除 <td>平均課税対象金額 <td>公的年金等</td> <td>平均課税対象金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	平均課税対象金額 <td>公的年金等</td> <td>平均課税対象金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	公的年金等	平均課税対象金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
雑	公的年金等	雑	公的年金等	医療費控除 <td>医療費控除 <td>変動・臨時所得金額 <td>その他</td> <td>変動・臨時所得金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	医療費控除 <td>変動・臨時所得金額 <td>その他</td> <td>変動・臨時所得金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	変動・臨時所得金額 <td>その他</td> <td>変動・臨時所得金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	その他	変動・臨時所得金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
短	期	短	期	寄附金控除 <td>寄附金控除 <td>申告期限までに納付する金額 <td>総合譲渡</td> <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	寄附金控除 <td>申告期限までに納付する金額 <td>総合譲渡</td> <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	申告期限までに納付する金額 <td>総合譲渡</td> <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	総合譲渡	申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
長	期	長	期	合計 <td>合計 <td>延納届出額 <td>総合譲渡・一時 <td>延納届出額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td></td>	合計 <td>延納届出額 <td>総合譲渡・一時 <td>延納届出額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	延納届出額 <td>総合譲渡・一時 <td>延納届出額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	総合譲渡・一時 <td>延納届出額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	延納届出額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	
一	時	一	時	合計 <td>合計 <td>申告期限までに納付する金額 <td>一時 <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td></td>	合計 <td>申告期限までに納付する金額 <td>一時 <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td></td>	申告期限までに納付する金額 <td>一時 <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td></td>	一時 <td>申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td> </td>	申告期限までに納付する金額 <td>220000</td> <td>△220000</td> <td>延滞納の出</td> <td>還付される税金の所</td> <td>整理</td> <td>申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税</td>	220000	△220000	延滞納の出	還付される税金の所	整理	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税	

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 1 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は記載しません。
- 2 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(38万円)を除いて記載しません。

ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										F A 0 0 5 4	
住所 (又は事業所、事務所など) ××市○○町1-2-3				フリガナ 氏 名 コクゼイ ハナコ 国税 花子						第四表(一) (令和元年分以降用)	
整理番号				一連番号							
1 損失額又は所得金額											
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)										59	6,000,000 円
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (A - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額			
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	⑨	円	⑩	円		
		総合譲渡				⑪	円	⑫			
		分離譲渡		円	円	⑬		⑭			
		総合譲渡						⑮			
	一時							⑯			
C 山林										65	
D 退職										66	
E	一般株式等の譲渡							67			
								68			
				円	円			69			
F 先物取引										70	
										特例適用条文	
2 損益の通算											
所得の種類		① 通算前		② 第1次通算後		③ 第2次通算後		④ 第3次通算後		⑤ 損失額又は所得金額	
A	経常所得	59	6,000,000 円	第1次	6,000,000 円	第2次	6,000,000 円	第3次	6,000,000 円	6,000,000 円	
B 譲渡	短期	総合譲渡	61	1次		2次		3次			
		分離譲渡 (特定損失額)	62 △								
		総合譲渡	63								
	一時	64	通算		通算		通算				
C 山林		65		算		算		⑥			
D 退職		66		算		算					
損失額又は所得金額の合計額										71	6,000,000
										資産 整理欄	

《第四表(二)》

令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										FA0059	
3 翌年以後に繰り越す損失額											
青色申告者の損失の金額										72 円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										73 円	
変動所得の損失額										74 円	
被災事業用損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	⑦損害金額	⑧保険金などで補填される金額	⑨差し引き損失額 (⑦-⑧)				
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	75 円				
	山林以外	不動産		..			76 円				
	山林			..			77 円				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額										78 円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額										79 円	
4 繰越損失を差し引く計算											
年分	損失の種類			⑩前年分までに引ききれなかった損失額	⑪本年分で差し引く損失額	⑫前年繰越損失額に引き継がれた損失額					
A 年 (3年前)	純損失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円						
			山林所得の損失								
			変動所得の損失								
	雑損失	___年が白色の場合	被災事業用 山林以外								
			営業の損失 山林								
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
雑損失											
B 年 (2年前)	純損失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失								
			山林所得の損失								
			変動所得の損失								
	雑損失	___年が白色の場合	被災事業用 山林以外								
			営業の損失 山林								
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
雑損失											
C 30年 (前年)	純損失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失								
			山林所得の損失								
			変動所得の損失								
	雑損失	___年が白色の場合	被災事業用 山林以外								
			営業の損失 山林								
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	15,450,000	6,000,000						9,450,000
雑損失											
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					⑬	円					
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					⑭	円					
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					⑮	円					
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額										⑯	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額										⑰	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額										⑱	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額										⑲	円
										署名	印鑑欄

第四表(二) 令和元年分以降用) 〇第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 ⑦③欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。